

# 全国初！「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定しました

問合せ／長寿応援課  
内線 2 4 2 8

高齢化などの進展により、認知症の方の増加や知的障がいのあるお子さんの親なき後など、成年後見制度のニーズはますます高まると見込まれますが、弁護士や司法書士などの専門職の不足も懸念されるところです。

そこで市では、これらの専門職以外に、市民の中から後見人を育て、地域で見守り支えていく体制を整備し、市民の権利と利益の擁護を図るため、全国初の取組として「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定し成年後見制度のより一層の利用促進を図ります。

## 志木市のこれまでの取組

平成24年12月に成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の普及に取り組んできました。特に弁護士などの専門職以外の市民後見人の育成に努め、市民後見人の単独受任としては県内最多の5人となっています。

## 成年後見制度の利用促進を着実に進めます！

条例では市の責務として、成年後見制度の利用について、市が率先して施策を策定していくことを明記し、成年後見支援センターをはじめとした関係機関と連携して、成年後見制度の利用の促進を着実に進めていきます。

### (1) 計画の策定(第6条)

法において努力義務とされた、成年後見制度の利用の促進についての基本的な計画案を審議会で協議検討し、策定します。

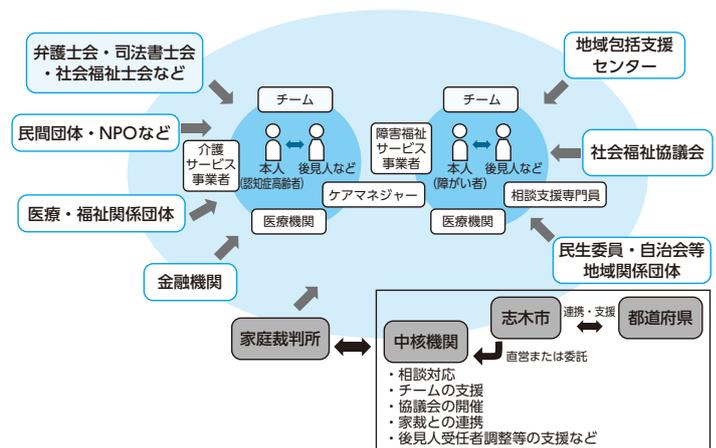
### (2) 審議会の設置(第9条)

法において努力義務とされた、成年後見制度の利用に関し、基本的な事項を審議調査するための識見を有する者からなる審議会を平成29年度に設置します。

### (3) 地域連携ネットワークの構築及び成年後見等実施機関の設立に関する支援等(第7条・第8条)

支援が必要な人の早期発見、相談のほか、後見活動の支援が適切に行われるよう、関係機関が連携した地域連携ネットワークの構築や、その中核的な役割を担う機関を設置します。

## 地域連携ネットワークのイメージ



## 成年後見支援センターをご利用ください

成年後見支援センターは、市民後見人の育成、活動支援のほか、成年後見制度に関連した情報の提供や相談、手続き支援を行い、市民の皆さんの安心・安全な暮らしを支えます。

ところ／総合福祉センター1階(上宗岡1-5-1)

受付時間／月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

連絡先／☎(486)5130



うえのちづこ

## 上野千鶴子さんによる 成年後見制度講演会

申込み・問合せ／5月26日(金)までに、成年後見支援センター[☎(486)5130]へ

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、「おひとりさまの老後」「おひとりさまの最期」の著者である上野千鶴子さんにお話をうかがいます。

- とき 6月9日(金) 午後2時～4時
- ところ 市民会館
- 参加費 無料
- 定員 150人
- 講師 上野千鶴子さん(社会学者)
- テーマ なじみの地域で自分らしく最期まで暮らすための、私のネットワーク  
～意思決定を誰にゆだねるか～
- 対象 志木市または近隣市町在住者(応募者多数の場合は、市内在住者を優先)



▲上野千鶴子さん